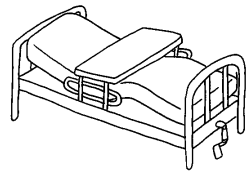
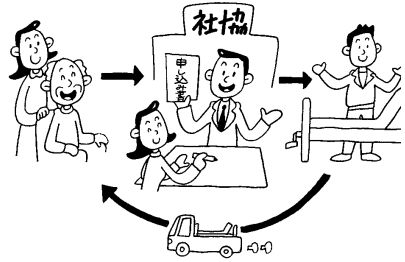


「介護のために機器を使いたいんだけど・・・。」

### ◇福祉機器貸出事業



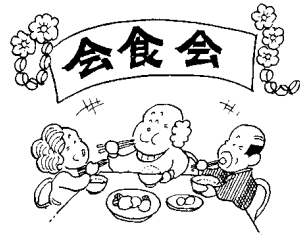
福祉機器を利用すれば、自宅でもっと生活がしやすくなります。社協では、車イス・介護用ベッド・エアマット・移動用バーの貸出をしています。



「ボランティア団体で地区の高齢者と会食会をしたいけど・・・。」

### ◇一人暮らし高齢者等会食サービス助成事業

ボランティア団体や行政が65歳以上の一人暮らし等の方との会食会を行う場合、経費の一部を補助しています。



「福祉サービスを利用したい(させたい)けど、契約の内容が理解できない」「大切な書類などを保管するのが難しくなってきた・・・。」

### ◇あんしんサポート（日常生活自立支援事業）

福祉サービス利用の援助をするために、生活支援員が契約などのお手伝いをします。

「福祉団体のみんなで研修会に参加したいけど、交通手段がない・・・。」

### ◇福祉バス管理運行

福祉団体及び福祉関係団体の研修のために福祉バスの貸出をしています。乗車できるのは40名までです。(実費負担)



その他

- ボランティア活動の推進のための福祉ボランティア団体への補助金助成
- 福祉団体への助成
- 老人・母子世帯等除雪援護費助成事業
- 一人暮らし高齢者親睦旅行
- 広報紙「ゆい・はーと」の発行
- 六町村社協合同かわら版「こねっと」の発行
- 共同募金委員会事務
- 日本赤十字社事務
- 三島町民生児童委員協議会事務局
- 三島町老人クラブ連合会事務局

などを行っています。



いつまでも地域の中で元気に生活できるように

### ◇地域ふれあいサロン事業

日常動作訓練や趣味・教養の活動を通じ、生きがいづくりを支援します。(町委託事業)

歳末たすけあい募金による

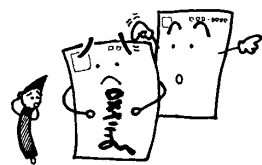
### ◇地域ふれあい配分事業

歳末たすけあい募金を地域の中で活用し、住み慣れた地域で冬期間も安心して暮らすことができるよう、住民のたすけあい活動の推進や地域住民の交流を図るための助成事業です。

「生活の中で困ったことや福祉に関すること等を相談したい」

### ◇心配ごと相談所

相談員は、民生委員・人権擁護委員・弁護士(年1回)・司法書士の方々です。秘密は厳守します。お気軽にお越しください。詳しくは、毎月発行の「こねっと!」をご覧ください。



### ◇ボランティアセンター事業

書き損じハガキ・使用済み切手・使用済みインクカートリッジ・エコキャップの収集、ボランティア保険加入手続き・ボランティア団体の活動費支援・雪かきボランティアの受け入れ・各種講座の開催などを実施しています。

「入院費用の支払いに困っていて、一時的にお金を借りたい・・・。」

### ◇生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金の貸付(4種類の貸付があります。)を行っています。

- ① 総合支援資金
 

失業等により収入が減少し、世帯の生活の維持ができなくなった場合の生活の立て直しのために貸付する資金です。
- ②-1 福祉資金 福祉費
 

福祉機器の購入や、商売・結婚・出産・葬儀・引越・住宅改修費の経費、また日常生活上一時的に必要な経費等を貸付する資金です。
- ②-2 福祉資金 緊急小口資金
 

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合に貸付する資金です。
- ③ 教育支援資金
 

高校、専門学校、短大、大学への就学に必要な入学金や制服等の就学経費、授業料、通学定期代の修学経費を貸付する資金です。
- ④-1 不動産担保型 生活資金
 

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。
- ④-2 要保護世帯向け 不動産担保型生活資金
 

今お住まいの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

「車いすを利用している家族と外出したいけど・・・。」

### ◇移送サービス車両貸出

車イスのまま乗車できる軽自動車を貸出しています。乗車定員は3人で、利用できるのは三島町に居住する方およびその家族です。病院への通院などにご利用ください。普通免許で運転できます。(実費負担)



←愛ちゃん号



各サービスのご利用に関するお問い合わせは、こちらへ

三島町社会福祉協議会(社協)  
電話 52-3344